

1. 制限措置

小型機船底びき網漁業（手繰第1種漁業）許可については、令和4年4月1日に一斉切替えを実施したが、切替えから半年が経過したことおよび手繰第1種漁業の盛期を迎えることから、定数の余剰について追加で公示する。

今回の申請期間の追加にあたっては、令和4年2月15日付けで公示した制限措置と同じ内容とし、定数は前回の上限としていた110隻から現在有効な許可数を減じた数とする。

なお、許可の有効期間は原則5年間であるところ、当該の追加申請により許可をした場合の許可の有効期間は、令和3年11月19日に開催の第587回琵琶湖海区漁業調整委員会において諮問・答申された「許可の有効期間の短縮について」を適用した満了日までとする。

漁業種類	許可または起業の認可をすべき船舶等の数または漁業者の数	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格
手繰第1種漁業（ごり沖びき網漁業）	25隻以下 （現に許可または起業の認可を受けている船舶（者）の数：85隻（者））	5トン以下	127キロワット以下	琵琶湖大橋の堅田行き車線区分線から北側へ500メートルの距離の線以北の琵琶湖	7月20日から翌年2月末日まで	滋賀県に住所を有する者
手繰第1種漁業（あゆ沖びき網漁業）	28隻以下 （現に許可または起業の認可を受けている船舶（者）の数：82隻（者））	5トン以下	127キロワット以下	琵琶湖大橋の堅田行き車線区分線から北側へ500メートルの距離の線以北の琵琶湖	2月1日から2月末日まで	滋賀県に住所を有する者
手繰第1種漁業（その他の沖びき網漁業）	22隻以下 （現に許可または起業の認可を受けている船舶（者）の数：88隻（者））	5トン以下	127キロワット以下	琵琶湖大橋の堅田行き車線区分線から北側へ500メートルの距離の線以北の琵琶湖	8月1日から翌年4月30日まで	滋賀県に住所を有する者

2. 申請期間 令和4年10月19日から令和4年11月18日

